

復興・再生に向けて

福島県では、2013年から放射性物質対策と森林整備を一体的に実施し、森林の再生を図る「ふくしま森林再生事業」を展開しています。しかしながら、避難指示区域等の森林については、東京電力福島第一原発事故後、森林整備や林業活動が行われていません。このため、林野庁では、住民が帰還後に円滑に森林整備を再開できるよう、実証事業に取り組んでいます。

Q29 福島県内では森林・林業の再生に向けてどのようなことが行われていますか？

A29 間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に行う「ふくしま森林再生事業」を展開しています。

福島県では森林の再生に向けて森林の公益的機能の維持増進を図る「森林整備」と放射性物質の拡散抑制を図る「放射性物質対策」を一体的に実施しています。対象区域は、汚染状況重点調査地域等（森林再生エリア）となっており、市町村等の公的主体が事業を行っています。

福島県のこれまでの取組には次のようなものがあります。

①空間線量率の調査や森林所有者の同意取得等

②拡散抑制対策（丸太筋工、チップ敷均し等）

③森林整備（間伐、更新伐等）

④路網整備（森林作業道の開設等）

これまで、2013年度19市町村、2014年度30市町村、2015年度37市町村で実施しており、2014年度の実績は、間伐等595ha、森林作業道53kmとなっています。

【図】事業対象地の概念図

資料：福島県「重点プロジェクト（ふくしまの森林元気プロジェクト）の推進について」（2013年2月8日）



Q30 林野庁の行う実証事業はどのような目的で実施されていますか？

A30 実証事業では住民の皆さんが帰還後に、円滑に森林整備を再開できるよう、放射性物質対策の実証を行っています。

原発事故による放射性物質の影響を受けた地域では、避難指示区域の解除など、住民の帰還に向けた取組が進められています。地域住民の雇用・生活の場の確保のため、地域の基幹産業のひとつである林業・木材産業の再開が重要です。

林野庁が2014年度から実施している「避難指示解除準備

備区域等における林業再生に向けた実証事業」では、地元の意向を踏まえつつ、森林整備や林業生産活動の早期再開に向けて、これまで得られた知見を活用した放射性物質対策について実証事業に取り組んでいます(図)。2015年度は5つの市村(南相馬市、田村市、川内村、飯舘村、葛尾村)で実施しています。

【図】

避難指示解除準備区域等における林業再生に向けた実証事業

資料：「福島県の森林・林業の再生に向けた取組」2016年2月5日、農林水産省



Q31 これまでの実証事業の経過と成果はどうなっていますか？

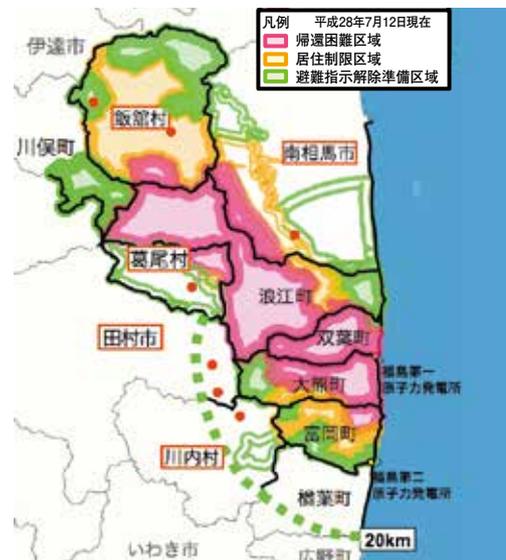
A31 避難指示解除準備区域等においても空間線量率は低減し、木材(辺材・心材)の放射性セシウム濃度も低い傾向にあり、森林整備の再開が可能であることがわかりました。

林野庁が2015年度に避難指示区域等において実施した実証事業では、各試験地(南相馬市、田村市、川内市、飯舘村、葛尾村)とも空間線量率は物理学的減衰に応じて低減傾向にあります。また、実証事業を行った避難指示解除準備区域(解除区域を含む)、居住制限区域のいずれの試験地も作業時に特段の対策が義務づけられていない2.5 $\mu\text{Sv/h}$ 以下であることが確認されました。

樹木の部位別や落葉層等の放射性セシウム濃度についても、これまで汚染状況重点調査地域等で実施してきた調査結果と同じ傾向(Q10、Q11)にあり、放射性セシウムの大半が土壌に移行し、樹木の部位別の濃度についても、辺材・心材については100~400Bq/kgであり、木材として利用可能なレベルにありました。

そのほか、Q22で紹介した林内作業員の外部被ばくの抑制策として大型作業機械の活用が効果的であること、Q23で紹介した林内作業における内部被ばくはごくわずかであることなどがわかってきています。今後も、モニタリングや林

内作業時の被ばく低減策等の実証事業に取り組んでいくこととしています。



資料：林野庁業務資料

●印 実証事業箇所